

## シリーズ 社会福祉法人の力を地域に

### ～社会福祉法人の地域における公益的な取組を紹介～

社会福祉法が改正され、すべての社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」を行うことが責務として規定されました。社会福祉法人の公益性・非営利性など、その本旨に従い、他の事業主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

「元気はつらつ教室の運営 ～地域の輪がさらに広がることを目指して～」

社会福祉法人 むつみ会

#### 取り組みの概要

社会福祉法人むつみ会と公益財団法人金沢健康福祉財団との共催事業として、地域のお年寄りを対象に「十一屋・元気はつらつ教室」を毎月開催しています。

法が改正され、地域における公益的な取組が責務となり、法人として何をすべきかを職員で話し合いました。少しずつ高齢化が進む地域において、地域の方が外出するきっかけを提供し、いつまでも元気でつらつとしていただきたい、との思いから体操教室を始めることとしました。

#### 体操をしながら自然と仲間に

この日も約 20 名の地域の方々が参加し、ラジオ体操や、季節の音楽に合わせた運動で体をほぐします。

「ここで出会って仲間になったの。いつも隣にいる人が来ていないと気になる。」

「この日が楽しみ。教室を中心に他の予定を組み立てている。」

「教室の後には、若草福祉作業所が運営している喫茶店に寄って帰ることも。」

との声があります。

その後、3B体操（レクリエーションの要素を取り入れた健康体操）も行い、お腹から声を出しながらの体操や、用具を使つてのストレッチに、身も心もポカポカです。



体操にあわせて笑い声もたえません。



体操教室講師の橋本先生（左）と木下理事長（右）

#### これからの取り組みについて

「これからも地域の方々の輪がさらに広がっていくことを目指していきたくと思っています。今は、教室で行うイベントに若草福祉作業所のお菓子を取り入れたりしていますが、さらに障害のある方の理解の促進にも努めていきたいと思っています。」との思いを話されました。

【問い合わせ】（社福）むつみ会 TEL076-244-7731

◇◇◇地域における公益的な取組をシリーズで発信していきます。情報をお寄せください。◇◇◇